

災害時における施設利用に関する覚書

安中市（以下「甲」という。）と一般財団法人碓氷峠交流記念財団（以下「乙」という。）は、安中市内において災害が発生又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）等における、避難所としての施設利用に関して、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、甲が乙と管理運営業務に関する基本協定を締結している施設（以下「指定管理施設」という。）をあらかじめ避難所として指定し、災害時にその施設を避難所として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（指定する施設）

第2条 甲が避難所として指定する指定管理施設は、安中市松井田町横川407番地16に所在する碓氷峠鉄道文化むらの次に掲げる施設とする。

- （1）お座敷列車「くつろぎ号」
- （2）西展示館2階

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時等において避難所を開設する必要がある場合、前条に規定する施設を避難所として開設することができる。ただし、乙の承認を得た場合は、他の施設を避難所として開設することができるものとする。

2 前項の規定に基づき避難所を開設する場合は、事前に乙に対して文章又は口頭で通知するものとする。

（職員の派遣）

第4条 甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する場合は、甲の職員を派遣するものとする。

（運営等）

第5条 避難所の運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所の運営について可能な限り協力するものとする。

3 甲は、避難所として指定している乙の施設が、早期に本来の活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（物資の調達）

第6条 甲は、日用品や食料など、避難所の運営に際し、必要な物資の調達に努めるものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が負担した、避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき決定した額を甲に請求するものとし、甲は災害による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、この覚書が災害時に有効に機能するように、この覚書の担当部署を定め、平常時から情報交換を行うものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、この覚書の履行に関して知り得た情報を、他に漏らしてはならない。この覚書の終了後又は解除後においても同様とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間及び解除)

第11条 この覚書の有効期間は、甲と乙が第2条に掲げる施設の管理運営に関する基本協定を締結している期間とする。ただし、甲又は乙において覚書を継続できない事情が発生した場合は、甲乙協議のうえ、覚書を解除することができるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年6月14日

安中市安中一丁目23番13号

甲 安中市
市長

安中市松井田町横川407番地16

乙 一般財団法人碓氷峠交流記念財団
理事長